

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱(平成24年1月24日加東市議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、加東市議会基本条例(平成30年加東市条例第42号)第8条第3項及び第10条第1項の規定に基づき実施する市民との意見交換会(以下「意見交換会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 意見交換会の開催を希望する市民、市民団体、NPO等(以下「市民等」という。)は、加東市議会と市民との意見交換会申込書(別記様式。以下「申込書」という。)を議長に提出する。

- 2 常任委員会が意見交換会の開催を希望する場合は、委員長名で議長に申込書を提出する。
- 3 前2項の規定による申込書の提出があった場合は、議長が開催の可否を決定する。この場合において、加東市議会と市民との意見交換会として開催することが適切でないと判断できる場合は、開催しないことができる。
- 4 議長の判断により、意見交換会を開催しなかった場合は、全員協議会でその旨を報告する。
- 5 意見交換会への出席議員は、議長及び両常任委員会委員長で決定する。

(開催時期等)

第3条 会場及び開催日時は、市民等と協議し決定する。

(議題)

第4条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

(役割分担)

第5条 意見交換会における役割分担は、司会者及び記録者2人とする。

- 2 司会者及び記録者は出席議員で協議し決定する。

(記録)

第6条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

(次第)

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換

(4) 閉会あいさつ

(資料)

第8条 意見交換会での資料は、事前に出席議員が作成する。

2 市民等が資料を配布する場合は、市民等において資料を準備する。

(報告書の作成等)

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書で報告する。

(結果の公表)

第10条 前条の報告書は市議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この告示は、平成24年1月24日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月26日議会告示第1号)

この告示は、平成30年9月26日から施行する。